

様式第九の二 (附則第二条関係)

施設サービス等介護給付費明細書
(介護医療院サービス)

様式第九の次に次の様式を加える。

公費負担者番号										平成		年		月分						
公費受給者番号										保険者番号										
被保険者	被保険者番号 (7桁)										事業所番号									
	氏名																事業所名称			
	生年月日 1.明治 2.大正 3.昭和 年 月 日 性別 1.男 2.女										所在地 〒									
	要介護状態区分 要介護 1・2・3・4・5																連絡先 電話番号			
	認定有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで																			
入所年月日 平成 年 月 日										退所年月日 平成 年 月 日		入所実日数		外泊日数						
主傷病										入所前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他 9.介護医療院								
退所後の状況										1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院 9.介護医療院入所										
基本摘要		摘要種類										内容								
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要					
	合計																			
緊急時施設診療費	緊急時傷病名		① ② ③		緊急時治療 開始年月日		①平成 ②平成 ③平成		年		月		日							
	緊急時治療管理(再掲)		単位		単位×		日													
	特定治療	リハビリテーション		点		摘要														
		処置		点																
		手術		点																
麻酔		点																		
放射線治療		点																		
合計		点																		
住診日数		医療機関名		通院日数		医療機関名														
特別診療費	傷病名		識別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要			
	合計																			
請求額集計欄	区分		保険分		公費分		保険分特定治療・特別診療費		公費分特定治療・特別診療費											
	①点数・単位数合計																			
	②点数・単位数単価		円/単位		10円/点・単位		10円/点・単位													
	③給付率		/100		/100		/100													
	④請求額(円)																			
⑤利用者負担額(円)																				
特定入所者介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額	
	合計										保険分 請求額(円)		公費分 請求額		公費分本人負担月額					
	枚中 枚目																			

様式第十 (附則第二条関係)

施設サービス等介護給付費明細書 (介護療養施設サービス)

第二十九条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の様式第十を次のように改める。

公費負担者番号										平成		年		月分			
公費受給者番号										保険者番号							
被保険者	被保険者番号									請求事業者	事業所番号						
	(フリガナ)										事業所名称						
	氏名										所在地						
	生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和	性別	1.男	2.女										
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5									連絡先	電話番号					
認定有効期間	平成		年		月		日	から	平成		年		月		日	まで	
入院年月日	平成		年		月		日	退院年月日	平成		年		月		日	入院実日数	外泊日数
主傷病									入院前の状況	1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他 9.介護医療院							
退院後の状況									1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院 9.介護医療院入所								
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要									
		合計															
特定診療費	傷病名																
	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要									
		合計															
請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定診療費	公費分特定診療費												
	①単位数合計																
	②単位数単価		円/単位	10円/単位	10円/単位												
	③給付率		/100	/100	/100												
	④請求額(円)																
⑤利用者負担額(円)																	
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額							
		合計										保険分 請求額(円)	公費分 請求額	公費分本人負担月額			

(介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)
 第三十条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令

介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令

(趣旨)

(趣旨)

第 条 介護保険の調整交付金及び介護保険法(平成九年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第二百三十三条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付額の算定に関しては、この省令の定めるところによる。

第 条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関しては、この省令の定めるところによる。

(調整基準標準給付費額)

(調整基準標準給付費額)

第三条 前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

第三条 前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額
 イ 居宅介護サービス費の支給(法第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者(同条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)に対して支払われるものに限る。)

一 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額
 イ 居宅介護サービス費の支給(介護保険法(平成九年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者(同条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)に対して支払われるものに限る。)

ロ ホ (略)

ロ ホ (略)

二 四 (略)

二 四 (略)

2 (略)

2 (略)

(法第二百二十二条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付)

(新設)

第十条 法第二百二十二条の三第一項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第一条の四第一項に規定する市町村に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。

(新設)

2 法第二百二十二条の三第二項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の四第二項に規定する都道府県に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第三十条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第 (第三条及び第四条関係)

別表第 (第三条及び第四条関係)

表一

表一

(略)

(略)

(略)

(略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百十号)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百十号)

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）

第四十二条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設サービス計画の保存

表一～表四（略）
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（略）

第十七条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設サービス計画の作成

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（略）

第十七条第八項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設サービス計画の交付

表二（略）

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三十二条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第三条の三 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

- 一 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居室を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）
- 二～四（略）

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第三条の十四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

改 正 前

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第三条の三 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

- 一 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居室を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）
- 二～四（略）

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第三条の十四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（新設）

（略）

表一～表四（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）

（新設）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）

（新設）

（略）

表二（略）

(地域との連携等)

第三条の三十七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五條の四十六條第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 5 4 (略)

(指定夜間対応型訪問介護)

第五条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居室を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たたる介護福祉士又は法第八條第二項に規定する政令で定める者（施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第一項第一号に規定するオペレーションセンター従業員を置いてある事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第二十六條 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 5 三 (略)

四 地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

五 (略)

六 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第五條の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第二十七條 (略)

2 5 4 (略)

5 地域密着型通所介護事業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(地域との連携等)

第三条の三十七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五條の四十六條第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 5 4 (略)

(指定夜間対応型訪問介護)

第五条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居室を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たたる介護福祉士又は法第八條第二項に規定する政令で定める者（施行規則第二十二條の二十三第一項に規定するオペレーションセンター従業員を置いてある事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第二十六條 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 5 三 (略)

四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

五 (略)

六 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第五條の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第二十七條 (略)

2 5 4 (略)

5 指定地域密着型通所介護事業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(準用)

第三十七条の三 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、第二十二条第四項並びに前節（第三十七条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十一条第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第二十六条第四号、第二十七条第五項及び第三十条第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第三条の十八第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四十条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第四十条の十二に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第四十条の十第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第四十条の十三第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(従業者の員数)

第四十二条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 一三 (略)
- 二 一七 (略)

(準用)

第三十七条の三 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、第二十二条第四項並びに前節（第三十七条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十一条第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第二十六条第四号、第二十七条第五項及び第三十条第三項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第三条の十八第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四十条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第四十条の十二に規定する重要事項に関する規定の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第四十条の十第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第四十条の十三第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(従業者の員数)

第四十二条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 一三 (略)
- 二 一七 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第二十三条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第四条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第四条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

(社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二十四条 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年厚生労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(事業損益の範囲)</p> <p>第四十三条 事業損益は、本来業務(医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務をいう。以下同じ。)、附帯業務(医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)、及び収益業務(法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。)の事業活動から生ずる収益又は費用とする。</p>	<p>(事業損益の範囲)</p> <p>第四十三条 事業損益は、本来業務(医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設の業務をいう。以下同じ。)、附帯業務(医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)、及び収益業務(法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。)の事業活動から生ずる収益又は費用とする。</p>

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正)

第二十五条 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十四年厚生労働省令第十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第十二条の規定による改正前の社会保険労務士法施行規則の規定、第十三条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定、第十四条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の規定及び第十五条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第十二条の規定による改正前の社会保険労務士法施行規則の規定、第十三条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定、第十四条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の規定及び第十五条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p>

第三十六条 介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正
(介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。)

改 正 後

第五節 (後期高齢者加入割合補正係数)
第五条 前条第二号の後期高齢者加入割合補正係数は、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生省令第二十六号。以下「調整交付金算定省令」という。)別表第一に掲げる算式により算定した数とする。

改 正 前

第五節 (後期高齢者加入割合補正係数)
第五条 前条第二号の後期高齢者加入割合補正係数は、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生省令第二十六号。以下「調整交付金算定省令」という。)別表第一に掲げる算式により算定した数とする。

第二十七号 厚生労働省関係地域再生法施行規則(平成二十八年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。
(俵線部分は改正部分)

改 正 後

第二章 (地域再生協議会の構成員として加える者)
第二条 (略)
2 認定市町村は、法第十七条の第十四第十項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十四項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会(以下「協議会」という。)に、当該関係者を構成員として加えることができる。

改 正 前

第二章 (地域再生協議会の構成員として加える者)
第二条 (略)
2 認定市町村は、法第十七条の第十四第八項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会(以下「協議会」という。)に、当該関係者を構成員として加えることができる。

第十三条 認定市町村は、法第十七条の第十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。
一 一三 (略)
四 法第十七条の第十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ・ロ (略)
ハ 当該事業所の病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別
二 二又 (略)
五 五十二 (略)

第十三条 認定市町村は、法第十七条の第十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。
一 一三 (略)
四 法第十七条の第十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ・ロ (略)
ハ 当該事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別
二 二又 (略)
五 五十二 (略)

第十六条 認定市町村は、法第十七条の第十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一 一四 (略)
五 法第十七条の第十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ 一又 (略)
ル 指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
ヨ 一ヨ (略)
六 一七 (略)

第十六条 認定市町村は、法第十七条の第十四第八項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一 一四 (略)
五 法第十七条の第十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ 一又 (略)
ル 指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
ヨ 一ヨ (略)
六 一七 (略)

(法第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意)
第十七条 認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 一四 (略)
- 五 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

ハ 当該事業所の種別（病院若しくは指定介護予防サービス等基準第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別をいう）

- ニ 一四 (略)
- 六 一十 (略)

(法第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載)

第十八条 認定市町村は、法第十七条の十四第十四項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
- イ 一四 (略)
- ル 指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
- ヲ 一四 (略)

(法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第十九条 認定市町村は、法第十七条の十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の四十五の五第二項の規定により同法第十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 一十二 (略)

(法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第二十条 認定市町村は、法第十七条の十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 一四 (略)

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第二十六条 認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第十三条及び第十七条の規定の適用については、第十三条及び第十七条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第十三条本文中「法第十七条の十四第六項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の十四第六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第三号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に

(法第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意)
第十七条 認定市町村は、法第十七条の十四第九項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 一四 (略)
- 五 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

ハ 当該事業所の種別（病院若しくは指定介護予防サービス等基準第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう）

- ニ 一四 (略)
- 六 一十 (略)

(法第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載)

第十八条 認定市町村は、法第十七条の十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
- イ 一四 (略)
- ル 指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
- ヲ 一四 (略)

(法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第十九条 認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の四十五の五第二項の規定により同法第十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 一十二 (略)

(法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第二十条 認定市町村は、法第十七条の十四第十二項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 一四 (略)

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第二十六条 認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第十三条及び第十七条の規定の適用については、第十三条及び第十七条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第十三条本文中「法第十七条の十四第六項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の十四第六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第三号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に

掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法百十五条の第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十条の規定の適用については、同条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同条本文中「法第十七条の第十四第十二項」とあるのは「法第十七条の第二十五第二項により読み替えられた法第十七条の第十四第十二項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法百十五条の第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十条の規定の適用については、同条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同条本文中「法第十七条の第十四第十二項」とあるのは「法第十七条の第二十五第二項により読み替えられた法第十七条の第十四第十二項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

(医療法人会計基準の一部改正)
第三十八条 医療法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務(医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る業務をいう)、附帯業務(医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう)又は収益業務(法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ)の事業活動(次条において「事業活動」という)から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。</p>	改 正 前	<p>第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務(医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設に係る業務をいう)、附帯業務(医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう)又は収益業務(法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ)の事業活動(次条において「事業活動」という)から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。</p>
-------------	---	-------------	---

(介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三十九条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第四十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>第二条 平成二十六年まで主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成二十六年以前修了者」という)については、平成三十一年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年まで)に主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成三十二年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年まで)に主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成三十二年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年まで)に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなす。</p>	改 正 前	<p>第二条 平成二十六年まで主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成二十六年以前修了者」という)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新令」という)第四百四十条の六十六第一号イ(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過すること、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ)については、同(3)の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年まで)に主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成三十二年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年まで)に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなす。</p>
-------------	--	-------------	---

<p>2 前項の規定により介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過すること、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。)以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 前項の規定により新令第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

<p>第四十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p>
---	--------------------

<p>改 正 後</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する)こと並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。を行う。</p> <p>(認知症施策推進室及び介護保険指導室)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 認知症施策推進室は、介護保険法第五条の二第二項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 3 8 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関する)こと並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。を行う。</p> <p>(認知症施策推進室及び介護保険指導室)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 認知症施策推進室は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 3 8 (略)</p>
--	--

第四十条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下「地域包括ケア強化法」という。)附則第十四条の厚生労働省令で定める要件は、病院又は診療所の病床数を減少させて介護医療院(地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下この条及び次条において同じ。)を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこととする。

(法附則第二十八条の厚生労働省令で定める基準)

第四十二条 地域包括ケア強化法附則第二十八条の厚生労働省令で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、この省令の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設(介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

第四十三条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十三条に規定する厚生労働省令で定めるもの等(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(以下「整備政令」という。)第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第十三条第一項ただし書の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第一項の規定による支給決定(同法第五条第七項に規定する生活介護(以下この項において「生活介護」という。)及び同条第十項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。)に係るものに限る。以下「支給決定」という。)を受けて指定障害者支援施設(同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次項及び次条において同じ。)に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定により障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者とする。

第四十条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下「地域包括ケア強化法」という。)附則第十四条の厚生労働省令で定める要件は、病院又は診療所の病床数を減少させて介護医療院(地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下この条及び次条において同じ。)を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこととする。

(法附則第二十八条の厚生労働省令で定める要件)

- 2 整備政令第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設
 - 三 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
 - 四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- 3 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める施設は、前項第一号及び第二号に掲げる施設とする。
- 4 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる手続とする。
 - 一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 支給決定
 - 二 生活保護法第三十八条第一項第一号に規定する救護施設 同法第三十条第一項ただし書の措置
 - 三 障害者支援施設（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。） 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の措置
 - 四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。） 支給決定

- 5 前項第二号の規定は、都道府県知事が同号の措置を講ずる場合には、適用しない。この場合において、整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号に規定する最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村は、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所している者に係る入所前の居住地又は現在地の市町村とする。

（適用除外とされた者に係る住所特例の適用に関する読替え）

第四十四条 当分の間、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としていないこととされた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち前条第一項で定めるものその他特別の理由がある者で前条第二項で定めるものに限る。）であった介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法施行規則第二十五条の規定の適用については、同条中「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」とあるのは「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号。以下「整備政令」という。）第十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」と、「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日」と、「法第十三条第一項本文又は第二項」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第 一 条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第 二 条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）第九条の二第五項に規定する居宅療養管理指導については、旧施行規則第九条、第九条の二及び第百八条第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第 三 条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる旧施行規則第二十二條の九第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導については、旧施行規則第二十二條の八、第二十二條の九及び第百四十條の七第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（条例の制定に係る経過措置）

第 四 条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、第四十二条に規定する基準は、当該都道府県が地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（様式に関する経過措置）

第 五 条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。